

公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程等の一部を改正する規程

(平成19年2月26日規程第82号)

第1条 公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程(平成18年規程第2号)の一部を次のように改正する。

第12条中

「

事務局	事務局長	(略)
事務局の領域	総括参事	上司の命を受け、領域の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局の領域のグループ	参事	(略)
	主幹(任意設置)	(略)
	副主幹(任意設置)	(略)

」を

「

事務局	事務局長	(略)
	大学担当次長 短期大学担当次長	事務局長を補佐し、会津大学及びその付属施設に関する事務を整理する。
	参事	(略)
事務局のグループ	主幹(任意設置)	(略)
	副主幹(任意設置)	(略)
		(略)

」

に改める。

別表第一中

「

事務局	大学領域	総務グループ 企画予算グループ 連携支援グループ	(略) 3 公印の管理に関すること(短期大学領域の所掌に属するものを除く。第4号から第6号までにおいて同じ。) (略)
	短期大学領域	短期大学事務グループ	(略)
学生部	学生課	教務係 厚生係	大学に係る次に掲げること(短期大学領域の所掌に属するものを除く。)

」を

「

事務局	総務グループ 企画予算グループ 連携支援グループ		(略) 3 公印の管理に関すること(短期大学の所掌に属するものを除く。第4号から第6号までにおいて同じ。) (略)
	短期大学事務グループ		(略)
学生部	学生課	教務係 学生支援係	大学に係る次に掲げること(短期大学の所掌に属するものを除く。)

」

に改める。

第2条 公立大学法人会津大学会計規程実施規則(平成18年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第二号、第18条第二号及び別表2中「短期大学領域総括参事」を「短期大学担当次長」に改める。

第3条 公立大学法人会津大学固定資産管理規則(平成18年規則第4号)の一部を次のとおり改正する。

第6条第一号中「総括参事」を「短期大学担当次長」に改める。

第4条 公立大学法人会津大学公印規程(平成18年規程第56号)の一部を次のとおり改正する。

第2条中「大学領域」及び「短期大学領域」を削る。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

